

国立大学法人東京学芸大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本理念及び基本的な目標</p> <p>〔基本理念〕</p> <p>東京学芸大学は、我が国の教員養成の基幹大学として、人権を尊重し、全ての人々が共生する社会の建設と、世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。</p> <p>〔基本目標〕</p> <p>上記の基本理念を踏まえて、本学においては次の5点を教育研究の基本目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 我が国における教育実践を先導する研究活動を推進とともに、創造的な研究成果に基づいた教育を行う。(2) 本学が担うべき社会的役割に鑑み、大学教育の基礎として、精深な知性と高邁な精神を育む教養教育を重視する。(3) 総合的な教員養成大学として、実践的・開発的な教員養成教育を行うとともに、教育界を中心に広く生涯学習社会において活躍する人材を養成する。(4) 我が国における教員養成の基幹大学としての社会的責任を果たすべく、幅広い教育情報の収集発信基地となる。(5) 社会に開かれた大学として、自らにファカルティ・ディベロップメントを課すとともに、教育研究活動に対して総合的な自己点検・評価を行う。	

<p>I 中期目標期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 本学は、この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 活力ある教員養成の教育研究機関を目指し、他大学・学部との再編・統合を検討する。</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標 現代的教育課題に対応できる資質と実践的能力を備えた学校教員を中心に、有為の教育者を養成する。 また、職業人として自覚を持ち、幅広い教養を持った人材を養成する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>1 明確なアドミッション・ポリシーによる入試体制の改善 教員養成の基幹大学としての本学の教育理念を明確にし、学校教員をはじめとする有為の教育者としての素質や意欲のある学生を確保する体制を整備する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 活力ある教員養成の教育研究機関を目指し、他大学・学部との再編・統合を検討する。</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 厳格な成績評価による教育の質の向上 【学部】 ① グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制度を活用した教育体制を整備する。 ② 卒業生の調査や意見聴取を実施する。 【大学院】 ① グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制度を導入する。 ② 修了生の調査や意見聴取を実施する。</p> <p>2 就職率の向上を目的とした指導体制の整備 【学部】 ① キャリア教育の体制を整備し、教育系卒業生（当該年度）の教員への就職率を平成 21 年度までに 60% とすることを目指す。 ② キャリア教育の体制を整備し、教養系卒業生の生涯学習等に関わる領域への就職率を向上させる。 【大学院】 キャリア教育の体制を整備し、大学院学生の就職率を向上させる。</p> <p>3 教養教育の改善 【学部】 ① 現代的教育課題に係る科目を充実する。 ② 語学検定制度の積極的活用等により、外国語教育を改善する。 ③ 学生のパーソナルコンピュータ必携化に対応して、コンピュータ技能や情報リテラシーに係る科目を充実する。 ④ ボランティア活動や学校・幼稚園等での教育支援活動を単位化する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 明確なアドミッション・ポリシーによる入試体制の改善 【学部】 ① 本学の教育理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを確立する。 ② 推薦入試制度を改善する。 ③ 編入学を実施する。 【大学院】</p>

<p>2 教員養成の基幹大学にふさわしい学部・大学院の教育組織を編成する。</p> <p>3 教育実習体制の改善 教育現場で活用できる十分な実践的能力の育成を図るため、継続的に実践的能力を高める体制を整備する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 責任ある教育実施体制を確立するために、教員採用の改善、教育の質の点検評価体制の整備を行う。</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標 学生の多様な要求・要望に配慮し、快適かつ安全に、学習・研究ができる体制を整備する。</p>	<p>① 大学院の教育理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを確立する。 ② 推荐入試制度を実施する。</p> <p>2 教員養成の基幹大学にふさわしい学部・大学院の教育組織の再編</p> <p>【学部】</p> <p>① 教員養成の基幹大学として、力量ある教員を養成するために、学部の教育組織を再編する。 ② 学部や大学院の課程のみでは修得困難なインテグレート能力やマネジメント能力等の高度の専門的能力を育成するために、学部と大学院修士課程による6年一貫コースを試行する。 ③ 専門的能力と実践的能力を等しく修得し、教員としての十分な力量を獲得できるカリキュラムを整備する。 ④ 有為の教育者として広く生涯学習社会に活躍する人材の養成のために、教員養成課程と連携した新課程の教育組織並びにカリキュラムを再編成する。</p> <p>【大学院】</p> <p>① 教員養成の基幹大学として、力量ある教員を中心とした有為の教育者の養成、研究者の養成及び現職教員の研修に資するために、大学院の教育組織を再編し、カリキュラムを整備する。 ② 学部や大学院の課程のみでは修得困難なインテグレート能力やマネジメント能力等の高度の専門的能力を育成するために、学部と大学院修士課程による6年一貫コースを試行する。 ③ 連合学校教育学研究科(博士課程)においては、教員養成を担当する大学の研究者養成を推進する。</p> <p>3 教育実習体制の改善</p> <p>① 附属学校における教育実習を多様化する。 ② 附属学校における教育実習と協力校における教育実習との関係を体系化する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教員採用の改善 研究業績並びに教育業績をより適正に審査する採用体制を整備する。</p> <p>2 教育の質を点検評価する体制の整備</p> <p>① 教員の教育活動を評価する評価制度を整備する。 ② 計画的にファカルティ・ディベロップメントを実施し、教育の方法や内容を改善する体制を整備する。 ③ 学生等による授業評価を実施し、授業改善に反映させる。</p> <p>3 教育実施体制の整備</p> <p>① プロジェクト学習科目等、全学の学生を対象とする教育の実施体制を整備する。 ② 学内情報ネットワーク体制を整備する。</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 学生の学習・研究を支援する体制の整備 オリエンテーションの充実、オフィスアワーの開設、履修計画、進路指導の助言体制を整備する。</p> <p>2 学生生活支援の質の向上</p> <p>① 学内におけるバリアフリーを推進する。 ② 学生の福利厚生等事業を見直し、整備・充実を図る。</p> <p>3 学生相談体制の整備 学生の心の健康の向上のための体制を整備する。</p> <p>4 学生の意見を大学運営に反映させるための体制の整備</p>
---	--

<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>1 研究課題に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学部・修士課程においては、教育科学・教科教育学・教科専門科学の基礎研究及びそれらを相互に連関させた応用的・実践的研究を推進する。 ② 連合学校教育学研究科(博士課程)においては、学校教育学、広域科学としての教科教育学の研究及び教育に係る実践的課題解決のための研究を推進する。 ③ 大学は附属学校と共同して又は学外の教育・研究機関等と連携して、教育実践研究を推進する。 <p>2 研究水準に関する目標</p> <p>新たな教育諸課題の実践的解決に大きく寄与する研究や新たな教育内容・方法の構築を主導する研究の水準向上を目指し、その水準は、国際学会及び国内学会での研究成果公表等を基準とする。</p> <p>3 研究成果の社会への還元等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育実践への貢献、社会的要請の強い研究、地域や国際社会への貢献面で特色ある研究を推進する。 ② 研究成果を教育界及び教育関連産業等へ還元する。 ③ 国際学会及び国内学会の役員への就任、学術賞の受賞等の件数を増加する。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>1 研究者等の配置に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現代的教育課題に即応する定員配置を目指す。 ② 教育実践研究、附属学校や学外諸機関との共同研究を推進するために、研究支援者の配置を促進する。 <p>2 研究環境の整備に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究環境諸条件を点検し、改善の取組に着手する。 ② 施設・センターによる研究支援体制を充実し、先導的な研究を推進する。 <p>3 研究資金の獲得及び配分システムに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育界及び産業界からの資金を積極的に導入す 	<p>① 学長との懇談会やホームページでの意見・希望を聴取するための体制の整備を図る。</p> <p>② 学生参加による学習環境整備計画を推進する。</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 研究課題に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 現代的教育課題の解明や解決に資する基礎的・応用的研究を推進し、その成果を公表する。 -2 高度な専門的能力や実践的能力を発揮する初等中等教育教員を養成するための基礎研究、現職教員研修の内容や方法に係る基礎研究を推進する。 -3 萌芽的な研究、長期間を要する研究を支援する体制を整備し、成果の拡充を図る。 <p>② 学校教育学、広域科学としての教科教育学の研究及び教育に係る実践的課題解決の研究成果を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③-1 学部、大学院、施設・センターと附属学校が一体となり、教員養成大学として特に社会から求められている基礎的、継続的な開発研究を拡充する。 -2 東京都及び地域教育委員会との教育の諸課題に係る共同研究の推進及び他機関からの共同研究の要請に即応する体制を整備する。また、民間諸機関や企業との共同研究を推進する。 <p>2 研究水準に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際学会及び国内学会における学術論文掲載や発表、シンポジウムの企画・話題提供等の拡充をする。 ② 教員の研究活動を多面的に評価する評価制度を整備する。 <p>3 研究成果の社会への還元等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標に沿った研究を増加させ、その成果を積極的に公表し、平成 21 年度までに平成 13 年度実績（最新の調査実績）の 5% 増を目指す。 ② 研究成果内容を公表するシステム（研究内容データベース等）を整備する。 ③ 国際学会及び国内学会の役員への就任、学術賞の受賞等を集約し、評価・公表するシステムを整備する。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 研究者等の配置に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現代的教育課題に即応できるよう、定員配置を弾力化する。 ② 研究支援者（リサーチアシスタント等）の配置等を再検討し、拡充する。 <p>2 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 研究室、実験室の整備・拡充と施設の有効活用のシステムを再検討し、実施する。 -2 研修専念制度を整備し、充実する。 ② 施設・センターの研究支援及びサービス機能を整備・拡充する。 <p>3 研究資金の獲得及び配分システムに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 科学研究費補助金の申請件数を平成 21 年度までに平成 15 年度以前 5 年間の平均実績の 50% 増
--	---

る。

- ② 教育界に還元する先導的なプロジェクト研究の活性化及び支援を行う。

4 共同研究の推進に関する目標

大学・研究機関及び学内の共同研究を促進するための体制を整備する。

5 知的財産に関する目標

知的財産の管理・活用、特許の拡大、著作権の保護等を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1 教育及び研究における社会との連携等に関する目標

- ① 教育及び研究における社会との連携・協力を推進するための体制を充実する。
- ② 東京都教育委員会等との教育面及び研究面における連携を積極的に推進する。
- ③ 公的機関の委員会・審議会等への参画を積極的に推進する。
- ④ 地域住民の教養や職業に対する専門性を高めるための生涯学習支援を推進する。
- ⑤-1 教育委員会並びに研究機関と連携・協力し、学校教育支援に関する研究を推進する。
- 2 教育委員会の生涯学習推進機関と連携・協力し、生涯学習支援に関する研究活動を推進する。
- ⑥ 民間企業等と連携して共同研究・受託研究活動等を行う。

2 国際交流に関する目標

- ① 国際交流を充実するための体制を整備する。

- ②-1 外国人研究者の受入・支援体制を整備・充実する。

- 2 留学生の受入・支援体制を充実・強化する。

- 3 国際協力機関、非政府組織（NGO）、非営利組織（NPO）等との連携を推進する。

とすることを目指す。

- 2 研究助成金の獲得や研究の受託等の意欲刺激策を講じる。
- 3 研究内容及び企画等を積極的に周知するシステムや方策を検討し、実施する。

- ② 予算措置を重点化し、効果的に配分する。

4 共同研究の推進に関する目標を達成するための措置

共同研究の支援体制を整備し促進する。

5 知的財産に関する目標を達成するための措置

知的財産に関する戦略、知的財産の創出・取得、管理・活用、及び学内啓発の推進等について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 教育及び研究における社会との連携等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域連携推進委員会を充実し、社会との連携等について一層の拡充を図る。
- ②-1 東京都教育委員会及び近隣の教育委員会と教育・研究・研修面における連携を推進し、共同研究体制を整備する。
- 2 現職教員等を対象にした教育問題や教育実践研究のシンポジウム等を開催する。
- ③ 公的な委員会・審議会等への参画を積極的に推進する。
- ④ 公開講座を体系化し、拡充する。
- ⑤ 教育委員会、教員研修センター、教育センター、学校等と共同研究を推進する。
- ⑥ 共同研究・受託研究・奨学寄附金受入による研究等の支援体制を整備する。

2 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ①-1 国際交流推進委員会を設置し、国際交流の充実及び国際的な連携・協力を推進する。
- 2 教職員の語学能力の増進を図る。
- 3 国際的な教育課題について協定大学等との共同研究を拡充し、国際シンポジウムを3年ごとに開催する。
- ②-1-1 外国人研究者の受入・支援体制の充実を図る。
- 2 国際交流会館及び宿舎の整備・充実を図る。
- 2-1 日本語・日本文化等の研修プログラムを充実する。
- 2 教員研修留学生が修士の学位を取得可能とする方策を検討する。
- 3 国際交流会館及び宿舎の整備・充実を図る。
- 3 国際協力機関、非政府組織（NGO）、非営利組織（NPO）等との連携推進体制を整備する。

(2) 図書館、施設・センターに関する目標

- 1 施設・センターの運営の効率化等に関する目標
施設・センターの運営の効率化を図るとともに、諸課題に機動的に対応する体制を整備する。

2 教育研究支援に関する目標

現代的教育課題に対応して高度な研究開発を促進し、国内外への教育研究上の支援を充実する。

3 教育研究の情報利用に関する目標

教育研究に係る情報利用環境を充実するとともに、国内外の教育情報を収集・発信する体制を強化する。

(3) 附属学校に関する目標

1 附属学校の役割に関する目標

- ① 附属学校において、多様な教育研究を実施する。
- ② 附属学校と一体となって高度な資質を有する教員を養成する。
- ③ 附属学校と一体となって教育及び教員養成に資する実践的、開発的な研究を行う。
- ④ 附属学校と共同して、実践的・開発的な現職教員研修を実施する。
- ⑤ 附属学校と地域との協力・連携による教育研究及び教育支援を行う。

2 学校運営の改善に関する目標

- ① 大学と一体的な附属学校の運営を図る。
- ② 附属学校の運営を効率的に行う。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

学長がリーダーシップを發揮し、全学的な視点に立ち、大学構成員の力を結集して本学の基本理念を積極的に推進する機動的な大学運営体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

より機能的な研究体制確立のために、学部及び施設・

(2) 図書館、施設・センターに関する目標を達成するための措置

- 1 施設・センターの運営の効率化等に関する目標を達成するための措置
 - ① 施設・センターの研究体制を検討し、集中的、即応的に現代的課題を研究する体制を整備する。
 - ② 施設・センターが、効率的に研究連携を行う体制を整備する。
 - ③ 施設・センターの事務体制を可能な限り集中管理方式にする。

2 教育研究支援に関する目標を達成するための措置

現代的な教育課題に即応するために教育実践研究支援センター等の充実強化を図る。

3 教育研究の情報利用に関する目標を達成するための措置

- ① 図書館と情報処理センターを機能統合し、総合メディア機構（仮称）を検討し、設置する。
- ② 学術情報の収集・発信に関する環境を整備し、研究成果を国内外に発信する。
- ③ 教育研究情報資源を整備し、教育研究基盤の充実強化を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1 附属学校の役割に関する目標を達成するための措置

- ①-1 各地区の附属学校において、それぞれ特色を持った、教育研究を計画的に推進する。
- 2 各附属学校の入学調査・選抜方法を検討する。
- ②-1 附属学校において多様な教育実習を実施し、現代的教育課題に対応できる教員の養成に資する。
- 2 学生が教育現場に接する機会を拡充する。
- ③-1 附属学校と一体となって、共同研究を行う体制を拡充する。
- 2 附属学校の研究成果の広報・発表体制を整備する。
- ④ 附属学校を現職教員の研修の場として活用する体制を充実する。
- ⑤ 地区ごとに附属学校と地域との連携体制を整備する。

2 学校運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 附属学校運営会議において、大学と附属学校との一体的な運営を進める。
- 2 大学と附属学校間の情報ネットワークを拡充する。
- ② 附属学校の効率的な運営体制を充実する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップの下で、機動的・効率的な大学運営体制を整備する。
- ② 全学的・戦略的な資源配分を推進する。
 - 1 人的資源については、流動的に使用する「政策定員」を確保し、適切に配置する。
 - 2 予算面では、基盤的経費は、一定の配分方法とするが、重点的に取組むべき事項については、学長が強いリーダーシップを発揮できる体制を構築する。
- ③ 学長のリーダーシップの下で、教員養成大学間の人事交流を活性化する方策を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

施設・センターの新たな体制づくりを検討するとともに、学部と施設・センターの研究協力体制を整

<p>センターの研究組織を整備する。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与に業績の評価を適切に反映させる。 ② 教員人事の流動性・多様性を増す。 ③ 教員採用は公募とし、選考基準に教育面の評価を取り入れる。 ④ 事務職員の専門性等の向上を推進する。 ⑤ 中長期的な観点に立った適切な人員管理をする。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務組織の機能・編成を見直し、効率化・合理化を進める。 ② 事務処理の合理化・効率化を図るため、事務情報化を推進する。 ③ 事務の外部委託化を進める。 ④ 事務職員の資質能力の向上を図る。 <p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部資金の積極的導入を図るとともに、健全な財務運営を推進する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>経費の節減に努め、特に人件費については、外部委託や雇用形態の多様化を検討して、その節減に努力する。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p>	<p>備する。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 教員については、総合業績評価（教育、研究、社会貢献、管理・運営の活動の多元的評価）を活用した評価を実施する。 -2 事務職員については、勤務実績評価の基準を定めた上で評価を実施する。 ②-1 任期制を含め、多様な雇用形態の導入について検討する。 -2 能力に応じた採用システムを充実し、外国人や女性の教員の採用を促進する。 -3 公立学校と附属学校間での人事交流を促進する。 ③ 原則的に公募とし、選考基準の明確化を図り選考結果を公表する。選考においては研究のみでなく、教育評価も取り入れた選考基準を採用する。 ④-1 事務職員の採用や人事交流の体制を他大学等と連携して整備し、実施する。 -2 事務職員に対する研修を充実するとともに、専門的能力をもつ事務職員の採用に係る制度を策定する。 ⑤ 中長期的な人事計画を策定する。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 事務を点検評価し、一元化・集中化・合理化・簡素化を図り、事務機構を見直す。 -2 共同処理が可能な業務について、近隣大学等との協議を進める。 ② 事務情報化を推進するための計画を策定し、実施する。 ③ 外部委託が可能な業務を検討し、外部委託又は非常勤職員への転換を進める。 ④ 事務職員に対する研修の充実、特にスタッフ・ディベロップメントを行う。 <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 科学研究費補助金の申請件数を平成 21 年度までに平成 15 年度以前 5 年間の平均実績の 50% 増とすることを目指す。 ② 研究助成金の獲得や研究の受託等の意欲刺激策を講じる。 ③ 奨学寄附金の充実を図る。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理運営及び業務の合理化・効率化に努め、中期目標の期間中、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比 1 % の経費節減を行う。 ② 人件費の抑制に努める。 なお、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。 ③ 外部委託が可能な業務を検討し、転換を進める。 ④ 雇用形態の多様化を検討する。 ⑤ 光熱水料等の節約を図る。 ⑥ 紙を用いない情報の伝達を促進する。
--	--

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産の運用管理に万全を期すとともに、剰余金等の活用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るために、運用体制と安全な管理体制を整備するとともに、土地・建物等の貸出し方法を検討する。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させる。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 教育、研究、社会との連携、国際交流、管理・運営等について、毎年、自己点検・評価を実施し、定期的に外部評価を実施する。 -2 教員の総合業績（教育、研究、社会貢献、管理・運営）を評価する評価制度を整備する。 -3 点検評価体制を整備する。 -4 学内の点検評価組織を再編強化し、点検評価結果を大学運営に反映させるシステムを整備する。 -5 点検評価に必要なデータベースを整備する。</p> <p>② 教育、研究、社会との連携及び国際交流・貢献の目的及び目標の趣旨を周知する。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標 教育研究の状況等の情報を積極的に発信する。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 広報活動を体系化し、情報公開を推進する。 ② 広聴活動を推進するシステムを構築する。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設の整備・管理に関する基本方針を策定し、施設等の利用状況の点検評価に基づく有効活用・整備及び快適な学内環境の保持に努める。</p> <p>2 安全管理に関する目標 教育研究環境の安全性を確保するとともに、適切な防犯・防災対策を講ずる。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 計画的な施設の整備・管理を行うため平成 16 年度に基本方針を策定する。 ② 施設等の利用状況の調査を実施し、点検評価を行い、有効活用を図るとともに、必要な施設等の整備に努める。 ③ 施設の整備に当たっては全学共通利用スペースを一定割合（新增築の場合 2 割程度）確保する。 ④ 学内環境を快適なものとするため、構内緑地をはじめとする屋内外の環境の保全に努める。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教育研究環境の安全確保のため、危険が生じやすい箇所を点検し、所要の対策を行う。 ② 放射性物質、毒物、劇物等の管理体制の充実を図る。 ③ 防犯・防災については、学内の警備対策や防災対策を充実するとともに、学生・教職員に対する啓発活動を行う。 ④ 附属学校について、より安全な教育環境を整備する。</p>
<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額</p>	

22 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
該当事項なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 240	施設整備費補助金（240）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 人事計画に関する雇用方針

- ① 中長期的な展望に立った適切な人員管理を行う。
- ② 業務運営の合理化・効率化を図り、外部委託の拡充や雇用形態の多様化を検討する。
- ③ 組織体制の見直しを図るなど計画的な合理化を行い、人件費の節減に努める。

(2) 人材講習

- ① 大学教員の研究専念期間の充実を図る。
- ② 附属学校教員の管理職研修、10年経験者研修、初任者研修を計画的に実施するなど研修の強化を図る。
- ③ 附属学校教員の研究推進のための講習会などを計画的に実施する。
- ④ 事務職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施する。

(3) 人事交流

- ① 大学教員の採用に当たっては、公募制を導入する。
- ② 大学教員の独立行政法人研究所の客員研究員制度等への積極的な派遣を図る。

- ③ 大学教員の雇用形態の多様化を図る。
- ④ 附属学校教員に対しては、地方公共団体との人事交流を促進する。
- ⑤ 事務職員については、近隣の国立大学法人等との人事交流を促進し、併せて多様な人事交流のあり方について検討を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 57,729百万円（退職手当は除く。）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当事業なし

(長期借入金)

該当事業なし

(リース資産)

該当資産なし

学部等の記載

中期目標		中期計画
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)
学部	教育学部	平成16年度 教育学部 4,260人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
研究科	教育学研究科 連合学校教育学研究科 (連合大学院) 参加大学： 東京学芸大学 埼玉大学 千葉大学 横浜国立大学	教育学研究科 594人 (うち修士課程 594人) 連合学校教育学研究科 60人 (うち博士課程 60人)
平成17年度		教育学部 4,260人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
平成18年度		教育学研究科 592人 (うち修士課程 592人) 連合学校教育学研究科 60人 (うち博士課程 60人)
平成19年度		教育学部 4,260人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
平成20年度		教育学研究科 592人 (うち修士課程 592人) 連合学校教育学研究科 60人 (うち博士課程 60人)

平 成 19 年 度	教育学部 4,260 人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
	教育学研究科 592 人 (うち修士課程 592 人) 連合学校教育学研究科 60 人 (うち博士課程 60 人)
平 成 20 年 度	教育学部 4,260 人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
	教育学研究科 592 人 (うち修士課程 592 人) 連合学校教育学研究科 60 人 (うち博士課程 60 人)
平 成 21 年 度	教育学部 4,260 人 (うち教員養成に係る分野 2,360人)
	教育学研究科 592 人 (うち修士課程 592 人) 連合学校教育学研究科 60 人 (うち博士課程 60 人)

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	50,971
施設整備費補助金	240
自己収入	22,578
授業料及入学金検定料収入	22,128
雑収入	450
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	876
計	74,665
支 出	
業務費	73,549
教育研究経費	57,443
一般管理費	16,106
施設整備費	240
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	876
計	74,665

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額57,729百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人東京学芸大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

①「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

- ②「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑨「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑩「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑫「その他収入」: 検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = [D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)] \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

E(y): 附属施設等経費(⑨)を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y): 特別教育研究経費(⑩)を対象。

H(y): 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑫)を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費(①)を対象。

M(y): 特殊要因経費(⑪)を対象。

【諸係数】

- α (アルファ) :効率化係数。△1%とする。
- β (ベータ) :教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- γ (ガンマ) :教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) :施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注)運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。
なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注)施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注)自己収入については平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

注)产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去3年間の実績を基に試算した収入予定期を計上している。

注)产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注)業務費については、過去の実績及び中期目標・中期計画を基に試算した支出予定期を計上している。

注)施設設備費については、小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算した支出予定期を計上している。

注)产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注)運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	73,548
業務費	70,192
教育研究経費	8,231
受託研究費等	51
役員人件費	558
教員人件費	48,289
職員人件費	13,063
一般管理費	2,737
減価償却費	619
収入の部	73,548
経常収益	73,548
運営費交付金	49,867
授業料収益	17,733
入学金収益	2,858
検定料収益	1,145
受託研究等収益	51
寄付金収益	825
雑益	450
資産見返運営費交付金等戻入	619

注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	74,753
業務活動による支出	72,929
投資活動による支出	1,736
次期中期目標期間への繰越金	88
資金収入	74,753
業務活動による収入	74,425
運営費交付金による収入	50,971
授業料及入学金検定料による収入	22,128
受託研究等収入	51
寄付金収入	825
その他の収入	450
投資活動による収入	
施設費による収入	240
前期中期目標期間よりの繰越金	88

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額(88百万円)が含まれている。